



Osaka Gakuin University Repository

Title	中国刑法の新動向 －改正法（九）、（十）、（十一）を中心に－ The New Movement of the Criminal Law of the People's Republic of China – On the Amendment Acts 9, 10 and 11 –
Author(s)	全 理其 (Liqi QUAN) 劉 芷函 (Zhihan LIU)
Citation	大阪学院大学 法学研究 (OSAKA GAKUIN LAW REVIEW), 第 49 卷 第 1・2 号 : 1-32
Issue Date	2023.3.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

〈論 説〉

中国刑法の新動向 -改正法（九）、（十）、（十一）を中心に-

全 理 其
劉 芷 函

はじめに

- 一 刑法改正法（九）における改正
- 二 刑法改正法（十）における改正
- 三 刑法改正法（十一）における改正
- 四 中国刑法改正における特徴
 - 1 単一刑法体系の問題点
 - 2 社会統制機能の強化
 - 3 刑罰の重罰化
 - 4 刑事処罰の早期化
 - 5 輿論に過度的対応

おわりに

はじめに

1997年、中華人民共和国の現行刑法は誕生した。その後、現行刑法に対する修正は、全国人民代表大会常務委員会が、約2年に1回の刑法改正を行い、11個の改正法案を制定した。現在、2021年3月1日から刑法改正法（十一）はすでに発効されている。これらの刑法改正法について、中国の刑法学界には、1997年刑法と比べ、条文数を50条以上増やしただけでなく、約3分の1の条文に変動があり、著しく「刑事立法の活発化」傾向を示したという認識があった¹⁾。最近、中国だけではなく、世界の刑事法においても、「立法の時代」を迎えるとよく言われたこともある²⁾。例えば、1990年代から、日本における「刑事立法の活発化」は、処罰範囲の拡大とともに重罰化を特徴とするものとされている³⁾。

無論、一国の刑事立法は、時代の要請があるが、法益の保護や刑罰の重さ等社会的価値観の一断面の表れでもある。従って、各国の国情によって、「刑事立法の活発化」の内実は必ずしも同様ではないと考えられる。そのため、本稿では、近年の中国刑法改正法（九）、（十）、（十一）を解説し、議論することにより、中国刑法における改正の具体的な方向性及び問題点を明らかにしたい。

1) 陳家林「中国刑法の最新改正とその解釈」『高橋則夫先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂、2022年）115頁。

2) 川端博「立法の時代を迎えた刑事法学」学術の動向2003年6月号39頁。

3) 井田良「最近の刑事立法をめぐる方法論的諸問題」ジュリスト1369号（2008年）54頁。

一 刑法改正法（九）における改正

中華人民共和国刑法改正法（九）は、2015年8月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で採択され、現行刑法の総則部分と各則部分の全般について、52個の条文の改正を行った⁴⁾。具体的には、刑法改正法（九）により、刑法に15条が新たに追加され、元の条文に8項が追加された。その他、33の条文に部分修正が加えられた。これは、1997年の新刑法における最も大きな刑法改正法である。改正内容は、犯罪類型の新設、構成要件の修正及び法定刑の調整に止まることなく、刑事政策を調整する点にも注目される。その中に、死刑犯罪の削減、職業禁止の保安処分の導入、終身監禁の終身自由刑制度の新設、罰金刑の適用の拡大などが特に重要であると思われる。

刑法改正法（九）における主な改正は以下の通りである。

1 非刑罰措置に関する改正

改正法（九）は、非刑罰措置として「職業禁止規定」を追加した。すなわち、「職業の便宜を利用して」、又は「職業上の特定義務に違反して」罪を犯したために処罰される者に対し、「人民法院は犯罪の状況および再犯の防止により、刑の執行を終え又は仮釈放された日から三年から五年の期間内、関連職業に従事することを禁止する」処分を科すことである。また、この者は、「人民法院による決定を違反した場合、公安機関が法によって処罰する。」「情状が重い」場合、判決・裁定執行拒否罪に該当し、処罰される可能性もある。この条文は、刑法上初めて保安処分の方法を採用したものと理解できる⁵⁾。

4) 邦文文献として、全 理其「中国刑法における史的展開」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集 下巻』（成文堂、2016年）781頁、北川佳世子＝周舟「中華人民共和国刑法改正法九」比較法学49巻3号（2016年）120頁などがある。

5) 前掲注2）全 理其781頁以下。

従来、犯罪予防の観点から、軽微な犯罪及び刑罰の必要性がない犯罪者にとっては、非刑罰措置が刑罰より有効的であるという見解があり、刑法立法上にも、訓戒、改悛誓約、謝罪表明もしくは損害賠償命令、主管部門による行政罰等の非刑罰措置をすでに規定されている（刑法第三十七条）。学界では、保安処分について反対することが主流であるが、改正法（九）を前例に、今後も、類似するような処分を規定することもありうると予測できる。

2 死刑執行猶予制度に関する改正

日本刑法と同様に、中国刑法も死刑を規定している。また、刑罰の人道主義及び冤罪の防止の観点から、中国刑法は独自の死刑執行猶予制度を創設し、死刑の執行に一定の制限をかけている。もっとも、1979年刑法は、執行猶予の死刑判決を受けた者について、二年間の猶予期間を与え、この期間に「確かに改悛した」者に対し、死刑の執行を回避し、無期懲役に減刑することができ、さらに立功行為があれば有期懲役に減刑することもでき、そうでない場合、最高人民法院の許可に基づき、死刑を執行する条文を設けた⁶⁾。すなわち、死刑執行猶予を取り消す条件は、「確かに改悛した」ことがない場合に限定されることになった。しかしながら、「確かに改悛した」ことは、裁判所の裁量によることになる。それ以降、1997年刑法が死刑執行猶予の取り消す条件を、「故意犯罪を犯し、調査で犯行が確実である場合」に変更し、裁判の裁量権を明確に制限した⁷⁾。

これについて、改正法（九）は、死刑の執行猶予の取り消す条件をさらに厳格にし、「故意犯罪を犯した場合」並びに「情状が悪質である」条件を規定した。この規定により、二年間の死刑執行猶予期間内に故意犯

6) 1979年中華人民共和国刑法第43条、第46条による。

7) 1997年中華人民共和国刑法第50条による。

罪を犯した場合でも、死刑の執行猶予を取り消すことがなく、さらに情状が悪質であることを執行猶予を取り消す条件として規定した。

3 死刑犯罪に関する改正

改正法（九）は、9種類の犯罪において死刑の適用を削除した。これらは、武器弾薬密輸罪、核材料密輸罪、偽造貨幣密輸罪（刑法第一百五十一条）、貨幣偽造罪（刑法第七十条）、出資詐欺罪（刑法第九十二条、第九十九条）、売春組織罪、売春強要罪（刑法第三百五十八条）、軍事職務執行妨害罪（刑法第四百二十六条）、戦時流言流布罪（刑法第四百三十三条）である。これまで、中国刑法は、46種類の死刑犯罪に減少した。

4 罰金刑に関する改正

改正法（九）においては、罰金刑の延納制度が新設された。中国刑法の罰金刑は、附加刑として規定されているが、単独適用もできる。今回の改正により、罰金刑の執行は、不可抗力の災難等のため納付が困難である場合、以前の罰金刑の減免制度のほかに、罰金刑の延納制度も規定した。

5 自由刑に関する改正

異なる種類の自由刑を如何に執行するかの問題に対して、改正法（九）は、併合執行の規定を追加した。本来、中国刑法における自由刑体系は管制、拘役、有期懲役、無期懲役の4種類で構成される。数罪の場合、全ての有期懲役を加算するとき、上限二十五年を超えてはならない。しかしながら、この中に、管制、拘役および有期懲役の併合は、まだ明文化されていない。改正法（九）は、拘役や有期懲役の併合について吸収の原則を、管制や拘役、有期懲役の併合について併科の原則を採り入れた。すなわち、数罪の中では、有期懲役と拘役が処せられるときに、有期懲役のみを執行することにし、有期懲役・管制若しくは拘役・管制が処せられるときに、有期懲役あるいは拘役の執行終了後に、管制も執行

しなければならない。

6 終身監禁制度に関する改正

改正法（九）は、刑法第三百八十三条の横領罪の処罰について、はじめて実質の「終身刑」が創設されることになった。これは、公務員による横領罪で二年間の猶予期間付き死刑判決を下す場合、裁判が「犯行の情状等により」、その死刑の執行猶予期間満了後、法令により無期懲役に減刑される際、減刑および仮釈放をできない終身監禁を同時に決定することができる条文である。この規定は、収賄罪の処罰にも適用される。これにより、上述した死刑執行猶予制度には、減刑できない終身監禁の特別種類が追加されることになった。

近年中国においては、反腐敗運動のため、多くの国営企業の幹部にかかわる公金横領犯罪、多くの高官にかかわる賄賂犯罪が摘発されている。これらの事例では、改正前の刑法の規定によれば、莫大な犯罪金額、あるいは重い犯情により死刑を処する可能性が高い。しかし、非暴力犯罪の死刑減少の流れの中で、今回の改正により、死刑判決は大幅に減ると予測される。しかし、刑法第七十八条の減刑の規定および第八十一条の仮釈放の規定によれば、無期懲役に処せられた犯罪者が実際に十年以上を執行された場合、減刑または仮釈放が可能である。そのため、死刑判決と無期懲役の実質的な差が大きいため、減刑および仮釈放出来ない「終身監禁」を規定した。

7 テロ犯罪に関する改正

国際的テロ犯罪の取り締まりの流れでは、改正法（九）も、テロ犯罪に関する処罰の早期化や犯罪類型の新設、犯罪主体の拡大および罰則の強化等の改正を及ぼした。この改正により、テロ組織の結成、指導行為に対する最高法定刑を、以前の「三年以上十年以下の有期懲役」から「十年以上の有期懲役又は無期懲役」に引き上げることができ、テロ幫助

罪における主体を「テロ活動訓練に資金を提供した者」及び「テロ活動訓練のために要員を募集、輸送した者」に拡大し、また、テロ犯罪準備、宣伝行為を犯罪とし、処罰することもできる。それ以外、テロ犯罪に関する密航行為も、密輸罪の加重類型として追加された。

8 インターネット犯罪に関する改正

刑法上、個人情報保護を明確に示したのは、2009年に可決された刑法改正法（七）にて「個人情報不法売買・提供罪、個人情報の不法取得罪」を定めたのが端緒と考えられる。当時、個人情報の商業利用は発達していなかったため、本条における犯罪主体および行為が限定されている。すなわち、「国家機関もしくは金融・電信・交通・教育・医療機関の職員」など行政上の関係者に限定し、また、行為を個人情報の「窃取」、「不法に取得」に規定されている。近年、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の商業利用が著しく拡大する現状に対し、改正法（九）は、上述した改正法（七）の2つの罪を合併し、個人情報侵害罪を新設した。この改正により、個人情報侵害罪の犯罪主体は、以前の行政上の特殊な主体から、「国の規定に違反し、国民の個人情報を他人に販売又は提供した者」といった一般主体に拡大された。また、「情状が特に重い場合は、三年以上七年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する」の加重類型も追加された。

個人情報の不法利用を厳罰するとともに、インターネットサービス提供者安全管理責任の強化も要求される。改正法（九）は、インターネットサービス提供者が法で定められるインターネット安全管理義務を履行しない行為や、所管機関から改善措置を拒否する行為などにより、「違法な情報が大量に流布される」、「インターネット使用者の情報の漏洩により、重大な結果を生じさせる」、「刑事犯罪証拠を隠滅させる」など重い事態をもたらしたことに對し、刑事罰を規定した。

同時に、改正法（九）は、インターネット不法利用罪、インターネット犯罪活動幫助罪及び虚偽情報捏造流布罪を新設する。インターネット不法利用罪の新設により、「詐欺、犯罪方法の伝授、禁制品、規制品の製造又は販売などの違法犯罪の行為を目的としたウェブサイトや通信グループを開設」、「麻薬、銃器、若しくは猥褻物などの禁制品、規制品の製造又は販売に関することおよびその他の違法犯罪の情報を流布」、「詐欺などの違法犯罪活動を行うために、情報を流布」などの犯罪準備行為は、独立な犯罪として処罰されることが可能である。同時に、他人のインターネット犯罪活動への認識を有し、「インターネットアクセス、サーバーホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送などの技術的支援若しくは広告宣伝、代金決済など」インターネット犯罪活動の幫助行為も、共同犯罪として扱うことなく、単独なインターネット犯罪活動幫助罪として処罰することになる⁸⁾。しかし、この改正に対して、インターネットサービスを提供する第三者による中立的幫助行為の犯罪化の問題ではないかという指摘がある⁹⁾。

9 人身の権利を侵害する犯罪に関する改正

改正法（九）は、強制猥褻、侮辱罪の客体を、以前の「女子」から、「他人」に改正した。これにより、強制猥褻罪としての犯罪客体を「女子」から、男女を意味する「他人」に拡大することによって、性犯罪の被害者の範囲が拡大された。

また、改正法（九）は、被誘拐女子児童売買罪に対する罰則を強化した。中国では、女性や子どもの人身売買は深刻な社会問題である。人身

8) 「刑法改正法（九）におけるインターネット犯罪に関する法工委の解説」民主と法制時報2015年11月18日。 <http://www.npc.gov.cn/npc/c5855/201511/4bft21813161450e88b6acba39937736.shtml>、2022年4月10日アクセス。

9) 車浩「刑事立法の教義学的検討－刑法改正法（九）の分析に基づく－」法学2015年第10期3－16頁。

売買を嚴重に取り締まりするため、1997年刑法はすでに売る行為を女子児童誘拐売買罪として処罰するだけでなく、購買行為に被誘拐女子児童売買罪の立法もされた。しかし、両罪の法定刑は必ずしも一致するのではなく、被誘拐女子児童売買罪において、行為者が誘拐された女子児童の解放に素直に応じた場合、刑事責任を追及しないこともあり得る。この規定について、大きな批判があった¹⁰⁾。今回の改正により、被誘拐女子児童売買罪には、刑事責任免除に関する規定が削除され、減刑に変更することになった。

近年、保護施設及び医療機関における虐待事件が多発する問題に対し、改正法（九）は、保護施設および医療機関等において、未成年者、老人、病人、障害者等に対する監護、保護の義務を負う者が、被監護人、被保護人に対する虐待行為を、被監護人、被看護人虐待罪として規定した。

10 司法を妨害する犯罪に関する改正

近年、民間ローンや不動産の権利、労働報酬に係わるトラブルを巡る民事裁判において、虚偽訴訟事件が頻発していた。いわば当事者の一方が、又は原告と被告（あるいは第三者）が意思疎通し、証拠の偽造や虚偽の陳述を通して法律関係を捏造し、偽の民事紛争を引き起こして訴えを提起する事例があった。このような行為は、国家権力を使って自らの目的を不当に実現し、他人の合法的な権利利益を侵害し、司法の公正・公平を損う行為である。改正法（九）は、捏造された事実で民事訴訟を提起する行為を虚偽訴訟罪として新設し、また、法人の場合でも処罰できると規定した。さらに、司法要員が職権を濫用した場合が、本罪の加重類型として追加された。

また、人民裁判所の裁判権に関する保護を強化するため、改正法（九）

10) 何恒攀「被誘拐女子児童売買罪における刑事政策について」山東警察学院学報 2013年第5期55-59頁。

は、司法要員、弁護士、訴訟代理人若しくはその他の訴訟参加者が、非公開審判とされる事案における不開示すべき情報を漏洩し、その情報を流布させ、国家の秘密の漏洩又はその他の重い結果を生じさせた行為を、犯罪として処罰する規定を追加した。それと同時に、不開示事案情報発表・報道罪が新設され、不開示すべき事案情報を、公に発表、報道し、情状が重い場合も、犯罪として処罰されることになった。

11 社会管理秩序を妨害する罪に関する改正

改正法（九）は、暴力、脅迫で警察官による公務の行使を妨害する行為を、公務執行妨害罪として追加した。

また、危険運転罪においては、「スクールバスの運行又は旅客運送に従事する際、定員数を大幅に超過した又は法定速度を大幅に違反し運転を行った場合」及び「危険化学品安全管理規定に違反し危険化学品運送を行い、公共安全を脅かした場合」が危険運転行為とされ、新たに処罰された。それと同時に、本条の犯罪主体も自動車の所有者と管理者に拡大した。なお、改正法（九）の審議に当たり、麻薬使用後の運転も危険運転罪の規定を適用すべきであるという意見もあったが、採用されなかった¹¹⁾。

最近の暴力による信訪事件¹²⁾の解決に向け、改正法（九）は、国家機関勤務秩序妨害罪を新たに規定した。これにより、反復して国家機関における公務員の勤務秩序を妨害する行為を行い、行政処分を受けた後も再度行った者は、重大な結果を生じさせた場合、犯罪として処罰することになった。それと共に、無許可の不法集合、デモ行進及び集団示威等

11) 前掲注2) 北川佳世子=周舟120頁以下。

12) 信訪とは、中国において、個人または組織などが、国家機関に対する文書の提出または直接の訪問などにより、請願や陳情あるいは苦情を申し立て、それに対応して国家機関などが対応や処理を行う制度である。田中信行『はじめての中国法』（有斐閣、2013年）参照。

中国刑法の新動向-改正法(九)、(十)、(十一)を中心に-(全・劉)(49-1・2-11) 11
の群衆事件を組織し、又は経済的に援助した行為は、不法集合組織・援助罪とし、処罰される。

二 刑法改正法(十)における改正

中華人民共和国刑法改正法(十)は、2017年11月4日に第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議で採択された。改正法(十)は、現行刑法に対して、1条のみの小幅な改正を行った。それは、国旗・国章侮辱罪の新設である。近年、香港で開催された国際的イベントで、中華人民共和国国歌ブーイング事件¹³⁾を踏まえ、改正法(十)は、「公共の場所において」、「国旗又は国章を故意的に燃焼、毀損、落書き、汚損、踏みつける等の行為」及び「国歌の歌詞又は楽譜を故意的に改ざんし、国歌を歪曲し、侮蔑する方法により奏唱したりする行為」など国旗・国章を侮辱した行為に対し、新たに犯罪として処罰する。

三 刑法改正法(十一)における改正

中華人民共和国刑法改正法(十一)は、2020年12月26日に第13期全国人民代表大会常務委員会第24回会議で採択され、2021年3月1日から施行された。改正法(十一)は、合計で48条、そのうち13条を新設し、34条を修正し、発効時効に関する条文がもう一つある。従来 of 刑法と比較

13) 「FIFA、香港のファンによる国歌斉唱へのブーイングを調査(2015年9月11日)」
搜狐新聞 <http://news.sohu.com/20150911/n420889525.shtml>、2022年4月25日にアクセス。

すると、改正は、総則部分に1条、各則部分に17個の罪名の新設、10種類の犯罪の調整・廃止等に及した。改正の内容については、罪の新設、犯罪類型の拡大、最低刑事責任年齢の引き下げ、法定刑の上限の引き上げなどに及ぶ。

刑法改正法（十一）における主な改正は以下の通りである。

1 刑事責任年齢に関する改正

改正法（十一）は、1979年刑法典以来、初めて最低刑事責任年齢について改正を行った。すなわち、従来の法定最低刑事責任年齢が14歳と規定されたことに対して、特定の状況及び手続きにより、刑事責任が問われる年齢を12歳に引き下げることができる。具体的に、12歳以上14歳未満の者が故意殺人、故意傷害の罪を犯し、人を死亡させ、又は特に残虐な手段により人に重傷を負わせて重大な障害を与えた場合、最高人民検察院の許可により訴追され、刑事責任を負うことと規定した。これにより、犯罪少年に対する刑罰の範囲が限定的に拡大された。

2 公共衛生の保護に関する改正

主な内容は、疫病防止、生物安全、重大公共衛生リスクのコントロールに対する刑事的保護を強化することである。

（1）疫病防止

疫病防止について、コロナウイルス感染症蔓延防止の経験を踏まえ、改正法（十一）は、伝染病予防治療妨害罪における伝染病の範囲を拡大した。すなわち、伝染病予防治療法が規定される甲類伝染病に、法に基づき確定した甲類伝染病管理措置を取る伝染病を加え、本罪の調整範囲に属することになった。また、人民政府及び衛生防疫機関が法令により提出した予防、管理措置の執行を拒否する行為は、本罪の犯罪類型として追加された。

（2）生物安全

生物安全について、改正法（十一）は、人類遺伝資源不法収集・人類

遺伝資源材料密輸罪、遺伝子編集・クローン胚不法移植罪及び外来侵入種不法持込・拡散・廃棄罪という3つの罪を新設した。これにより、「遺伝子編集、クローンが行われたヒト胚を人体又は動物へ移植し、又は遺伝子編集、クローンが行われた動物の胚を人体へ移植した」行為、「国民の人類の遺伝資源を不法に収集し、又は国民の人類の遺伝資源材料を運送、郵送、若しくは外国に持ち出した」行為及び「外来侵入種を不法に持込、拡散、廃棄した」行為は、犯罪として処罰されることになった。

(3) 重大公共衛生リスクのコントロール

重大公共衛生リスクのコントロールについて、改正法(十一)は、野生動物の食用を禁止する改正を行った。2019年、新型コロナウイルスの流行の経験を踏まえ、全国人民代表大会常務委員会による「野生動物不法取引の全面禁止、野生動物食の悪習の排除、人民の生命、健康の安全の適切な保障に関する全国人民代表大会常務委員会の決定¹⁴⁾」の採択とともに、改正法(十一)は、食用を目的として、貴重・絶滅危惧の野生動物以外の陸生野生動物を「不法に捕獲、買収、輸送、販売した」行為を、犯罪とした。

2 公共秩序の管理に関する改正

近年、中国では、社会の公共秩序の妨害において、社会問題となった事件¹⁵⁾が次々と発生した。このような関心事に対して、多くの国民は、

14) 2020年2月24日に開催された第13期全人代常務委員会第16回会議により、「野生動物不法取引の全面禁止、野生動物食の悪習の排除、人民の生命、健康の安全の適切な保障に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」が公布、実施された。

15) 「落下物事件」: 2019年6月13日に、広東省深圳市のある団地で、マンションの20階から窓ガラスが砕ごと落下。下にいた男児(5歳)を直撃し、男児は3日後に亡くなった。「路線バス転落事件」: 2018年10月28日に、運転手と乗客の女性のけんかが原因で、ハンドル制御ができなくなり、路線バスは長江にかかる橋から転落し、13人が死亡した。「替え玉受験事件」: 2019年7月に、山東省で2004年の全国統一大学入試における他人の身分を冒用して替え玉受験事件が発覚された。その後、広州市における大規模の替え玉受験も摘発に至った。

刑事立法に積極的に取り込むことを求めている。そこで、改正法（十一）は、都市の管理、公共交通機関の安全及び受験秩序を侵害する行為に対して、新たな処罰を規定した。

（1）都市の管理

中国の都市部において、高層階建造物が激増するとともに、高所から物品の投げ捨て行為による死傷事件も多発した。「都市の空に潜む危険」の問題を解決するため、改正法（十一）は、高所物品落下罪を新設した。この条文により、「建築物又はその他の高所から、物を投下し、情状が重い場合」に対して、「一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する」刑罰を科すことができる。また、「情状が重い場合」の処罰範囲は広範であり、実害結果に限らず、単に物品落下し、危険をもたらす状況も含まれる。

（2）公共交通機関の安全

また、公共交通機関における安全の保障について、改正法（十一）は、バスのハンドルの奪取等による公共交通機関の正常秩序を妨害する行為を犯罪として新設した。すなわち、「運行中の公共交通機関の運転手に暴力を加え、又は操縦装置を奪い取り、よって公共交通機関の正常の走行を妨害し、公共の安全を侵害した場合、一年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する」と規定した。また、公共交通機関の運転手に対して、「職務を無断に離れ、他人と殴り合い又は他人を殴打し、公共の安全を侵害した場合」も、安全運転妨害罪として処罰することになった。

（3）受験秩序

受験秩序について、改正法（十一）は、不正受験行為に関する新たな犯罪類型を追加した。すなわち、「他人の身分を盗用、冒用し、他人になりすまして、高等教育の入学資格、公務員の採用資格、就職の待遇を得

中国刑法の新動向-改正法(九)、(十)、(十一)を中心に-(全・劉)(49-1・2-15) 15
た」行為は犯罪となった。また、これにより、その行為を組織し、指示した者も重く処罰されることになった。

3 食品・医薬品に関する犯罪の改正

国民生活の分野における大きな関心事として、食品・医薬品の安全性が今回の刑法改正において、問題視された。改正法(十一)は、偽造医薬品、不良医薬品、無許可医薬品の生産、販売の犯罪及び食品、医薬品監督・汚職犯罪に関する改正を行った。

(1) 偽造医薬品、不良医薬品の生産、販売

偽造医薬品、不良医薬品生産販売罪において、改正法(十一)は、2つの犯罪類型を追加した。1つは、医薬品の提供者が偽造医薬品を知らずながら、他人の使用に提供する行為であり、もう1つは、不良医薬品を知らずながら、他人の使用に提供する行為であった。

(2) 無許可医薬品の生産、販売

改正法(十一)は、無許可医薬品に関する犯罪を設けた。近年、難病の治療につき、国内の高額治療薬を入手せず、海外輸入によるジェネリック医薬品を入手した患者は数多く存在し、中国社会の関心を集めた。しかし、中国におけるジェネリック医薬品制度は極めて不整備であるため、旧「薬品管理法」により、無許可での海外輸入によるジェネリック医薬品は偽薬とされるケースがほとんどである。このうち、営利ではなく純粋な人助けのため、無許可医薬品輸入をした個人は、偽造医薬品販売罪として公訴された事例¹⁶⁾が相次いでいた。

このような高額医療の現状や個人輸入に対する刑事罰の妥当性への検討を踏まえ、2019年、「薬品管理法」は全面に改正を行った。新「薬品管理法」では、海外でも合法的な医薬品であれば、許可なく輸入しても偽薬として扱わないとしているが、「医薬品承認証明文書を取得せず医薬品

16) 鮑榮振「『薬の神』の命運やいかに」人民中国2020年5期40頁。

を生産、輸入する」行為が原則に禁止され、違反した場合は行政上、又は刑事上の責任を負うとした。新「薬品管理法」において無許可医薬品に関する改正に合わせ、改正法（十一）は、無許可医薬品の生産、販売に関する薬品管理妨害罪（刑法第四百四十二条の一）を規定した。すなわち、「薬品管理法に違反し、無許可製造の医薬品を生産、販売する」行為に対して、「人の健康に重大な危害を与える危険性が高い場合」に「三年以下の有期懲役又は拘役」及び「人の健康に重大な危害を与え、又はその他の重い情状がある場合」に「三年以上七年以下の有期懲役」という罰則を規定した。

（3）食品、医薬品監督・汚職

食品、医薬品監督・汚職犯罪について、本来の食品監督汚職罪に、医薬品監督・汚職罪が追加され、また、汚職に関する具体的場合も細かく規定されることにより、汚職を取り締まりの実効性を強化した。

4 金融リスクの予防に関する改正

主な改正は、公衆預金の不法集金罪の処罰の強化、不法債務取り立て罪の新設、証券関連犯罪の規制の強化等といった内容である。

（1）公衆預金の不法集金罪の改正

近頃、中国のインターネット業界は急速な発展を遂げており、ネット金融活動も活発化している。その中で、金融貸し借りの詐欺事件が起こされて、被害額も巨額であった。具体的に、インターネット経由で貸し手とする個人、又は中小企業は、銀行などの金融機関を介さず、借り手とする一般公衆に高い金利を約束し、毎月金利を返済する「金融商品」の提供により、直接に融資を行う。この新型のネット金融は、国の金融機関を介さないため、審査が早いほか、信用の低い企業や個人でも融資が受けられる一方、市場が無秩序に拡大された。結果、貸し手の投資資金を回収できないケースが社会問題となっている。

こうした公衆預金の不法集金は、国の経済金融秩序を妨害するだけでなく、国民の個人的財産にも大きな損失を与えた。正常の経済金融秩序に対する侵害行為への処罰を強化する一環として、今回の刑法改正は、公衆預金の不法集金罪に、「金額が特に巨大であり、その他の特に重い情状がある場合」という犯罪類型を新設し、法定刑を十年以上の有期懲役と規定した。それと同時に、本罪は、「公訴を提起する前に積極的返金・賠償の実行」により損害を減少させる場合の刑の減輕を定め、被害回復の観点からの配慮も行った。

(2) 不法債務取り立て罪の新設

近年、中国において、金銭貸し借りの形で、強要的に相手に貸し付けることにより、他人の財産を不法に取得する「高利貸し」「金融詐欺」「套路貸」¹⁷⁾など、さまざまな民間ローン事件が摘発された。このような犯罪の蔓延は、被害者の財産を侵害するだけでなく、暴行、脅迫といった債務の取り立ても絡み、被害者の人身に関する権利を侵害する犯罪行為も引き起こしやすい。このうち、現行刑法によれば、不法金銭の貸付け行為は、詐欺罪若しくは不法経営罪に該当し、また、債務の取り立ての手段によって、不法監禁罪、不法住宅侵入罪、挑発混乱引起罪にも該当することになる。この場合、数罪併罰により、行為者に二十年以上の懲役刑を処することが可能になり、罪刑の均衡を失う¹⁸⁾ことになる。

改正法(十一)は、上述したような不法債務の取り立てを犯罪行為として新設した(刑法第二百九十三条の一)。すなわち、「暴力、脅迫の方法を使用した」、「他人の人身自由を制限、又は他人の住宅を侵入した」および「他人を脅迫、尾行、騷擾」などの暴力等により、高利貸し等か

17) 套路貸について、鮑榮振「より狡猾になる悪徳金融」人民中国2020年11期34頁参照。

18) 周光権「不法債務取り立て罪の理解と適用」法治日報2021年10月13日版。

ら生じる違法な債務を取り立て行為が犯罪と規定した。また、法定刑を「三年以下の有期懲役、拘役又は管制に処し、罰金を併科又は単科する」に定めた。

(3) 証券関連犯罪に関する改正

今回の改正法は、証券関連犯罪の厳罰化および対象の拡大により、金融リスクの解消と金融秩序の維持を図った。具体的に、詐欺による証券の発行、重要情報の不正開示などの行為に対し、刑を加重する犯罪類型が規定された。また、これらの犯罪について、支配株主及び実際支配人に対する刑事責任も規定し、証券関連犯罪の規定を強化した。

5 知的財産権関連犯罪に関する改正

知的財産権の刑事的保護の強化を図るため、改正法（十一）は、商標権、著作権、営業秘密に関する改正を行った。

(1) 商標権の保護の強化

商標権の保護について、改正法令により、登録商標冒用罪、登録商標冒用商品販売罪及び登録商標標識不法製造・不法製造登録商標標識販売罪に、刑の加重類型が設けられ、その上、法定刑の上限も、十年の有期懲役に引き上げられた。

(2) 著作権の保護の強化

著作権の保護の強化として、著作権侵害罪に、著作物を「インターネットを通じて公衆へ散布した場合」という著作権侵害態様が構成要件に追加された他、著作権侵害複製品販売罪における法定刑の上限も三年から五年に引き上げられた。また、著作権法の改正¹⁹⁾に伴い、著作物の実演家に関する著作隣接権への侵害も著作権侵害罪の対象となることが

19) 2020年11月11日第13期全国人民代表大会常務委員会第23回会議で採択、2021年6月1日から施行する。中華人民共和国全国人民代表大会ネット <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NTJiN2Q0MzAxNzVINDe2NmJhYjE1NTc%3D>、2022年4月27日にアクセス。

明確にされた。すなわち、「著作権者又は著作権に関する権利者の許諾を得ずに、権利者がその作品、録音録画製品等の著作権又は著作権に関する権利を保護するための技術的措置を、故意に回避又は破壊した場合」という構成要件を追加した。

(3) 営業秘密に関する改正

営業秘密侵害罪について、従来の「営業秘密の権利者に重大な損失を与えた」という構成要件を「情状が重い場合」に変更し、法定刑の上限も七年から十年に引き上げるようになった。また、侵害手段に「窃盜、賄賂、詐欺、脅迫、電子侵入又はその他の不正手段」を変更することにより、同罪の処罰範囲が実質的に拡大された。また、海外の為営業秘密窃取、探知、買収、不法提供罪を新設し、「海外の機構、組織、人員のため、営業秘密を窃取、探知、買収、不法に提供した」行為は商業スパイとして処罰されることと規定した。

6 企業犯罪の法定刑に関する改正

米中貿易摩擦を背景にして、中国政府は、企業の健全なコンプライアンス体制の強化に関する法的措置を実施した。これに関して、改正法(十一)においても、企業犯罪に関する刑罰の調整が行われた。すなわち、企業内部の従業員により行われた企業の管理秩序ないし財産に対する罪である非国家公務員収賄罪、業務上横領罪及び資金流用罪について、軽微事案の法定刑を引き下げるとともに、特に重大な事案について法定刑を加重する類型を設け、罰金刑も併科する規定であった。これにより、企業のコンプライアンスに対する刑罰の適正化と厳罰化が実現された。

一方で、最近、中国では、企業犯罪予防の観点から、刑事訴訟法上において、法人犯罪に関する「コンプライアンス不起訴」という新たな試みを行う。すなわち、企業の責任者がコンプライアンスの構築を約束し、積極的に改善に取り組む態度を示せば、その者に対する刑事責任の追及

を免れることができ、いわば日本の「司法取引」に当てはまる。今後、この制度の整備を期待したい。

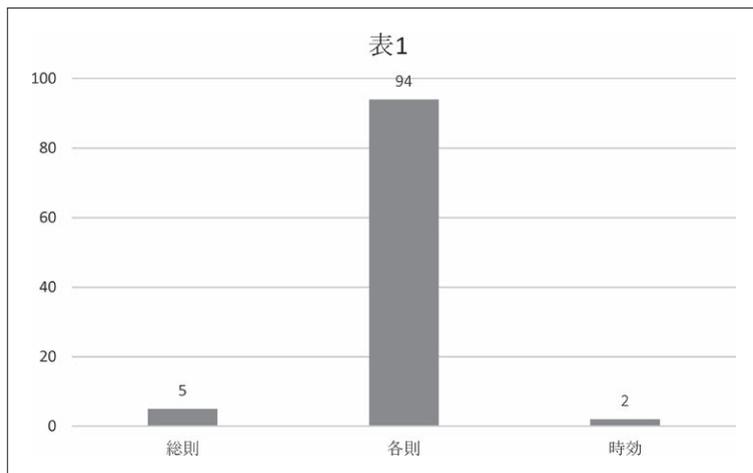
四 中国刑法改正における特徴

以上の解説により、改正法（九）、（十）、（十一）における刑法改正の主な特徴を指摘することにした。

1 単一刑法体系の問題点

表1は、3つの改正法における条文の概観である。全体から見ると、条文総数が101条で、総則に関する改正が5条、各則に関する改正が94条、発効に関するのが2条であった。このような結果から、3回の刑法改正は、各則における犯罪類型および処罰範囲の調整に集中することが明白である。

その理由は、中国刑法が、単一刑法体系を採用していると考えられる。

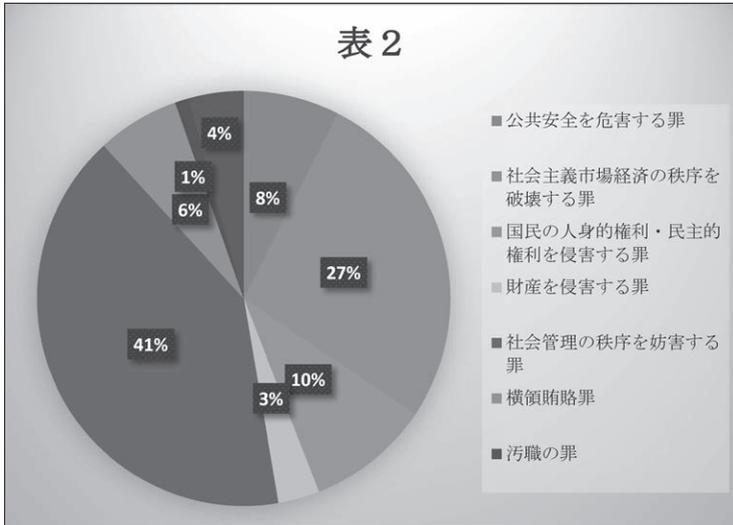


日本刑法と比べると、中国刑法体系には大きな違う点がある。すなわち、日本刑法においては、刑法典に規定される犯罪、特別刑法に規定される犯罪、軽犯罪法に規定される犯罪との区別がある。さらに、日本の不正競争防止法のような経済法規、道路交通法のような行政法などにも、刑事処罰の規定がある。一方、中国の法律において、不正競争防止法のような経済法規、道路交通法のような行政法などには、一般的に直接の刑事罰の規定がない。例外の立法例として、「全国人民代表大会常務委員会による外貨の不正購入、不法送金、不法売買の外国為替犯罪の処罰に関する決定」の単行刑法には、1つの罪名のみに対して刑罰が規定された。すなわち、いわゆる特別刑法、行政刑法における刑事処罰も、刑法または刑事単行法の処罰規定に統一する。1997年刑法は、これまでの特別刑法における刑事罰の規定をすべて統合した。

新刑法が制定された以後、およそ2年ごとに刑法改正が行われた。これからも、単一刑法体系を採用しているため、刑法改正が頻繁に行うことが予測される。将来において、中国刑法典は、どこまで膨張するのかを注視する必要がある。

2 社会統制機能の強化

表2は、刑法各則の改正に関する条文の分布である。94条の中に、社会管理の秩序を妨害する罪の改正が38条もあり、その比率が41%と、社会主義市場経済の秩序を破壊する罪の改正が25条があり、その比率が27%、圧倒的多数を占めている。これに対して、国民の人身的権利・民主的権利を侵害する罪の改正が9条があり、その比率が10%と、財産を侵害する罪の改正が3条があり、その比率が3%を占めている。この結果から、最近の刑法改正は、個人的法益より社会的法益の保護を強調し、社会的問題の解決として、頻繁に使用されることが分かった。



これは、中国刑法が「社会的危害性」²⁰⁾の犯罪概念を採用していると考えられる。中国刑法13条の但し書きによれば、「情状が著しく軽く、危害が大きくない場合は、犯罪と見なされない」となる。すなわち、犯罪の成否は、社会に与える危害の程度である。また、学界の通説において、犯罪とは、社会に危害する行為であり、刑法に違反する行為となり、刑罰に値すべき行為をいう²¹⁾。犯罪とするほどではない場合、治安違反行為として治安的処罰に科せる。例えば、同じ身体に対する傷害行為でも、軽傷以上の結果が生じる場合、故意傷害罪として刑事責任を追及されるが、軽傷以下の結果であれば、行政罰金あるいは行政拘留等に処し、事件が警察段階で終わらせることは多かった。

この意味で、中国の刑事立法は、個人の保護を凌駕する社会の保護に

20) 「社会的危害性」について、張光雲『中国における犯罪概念と犯罪の構成—日本刑法との比較』（専修大学出版局、2013年）参照。

21) 高銘暄『中華人民共和国刑法の孕育誕生および発展完善』（北京大学出版社、2012年）20頁。

主眼を置かれたと思われる。しかも、最近の社会不安の高まりをとともない、「社会的危害性」は経済秩序、公共場所秩序、生態環境、公共衛生等の分野で広範的に使われ、かなり包括的概念になった。その結果、行為の実際的危害性が把握できず、犯罪化する基準が曖昧になり、刑法は社会統制機能を大きく果たした。

これに対して、日本刑法はドイツから由来する法益論を採っている。すなわち、法益保護原則から、「刑法の目的は国家自身の保護や倫理秩序の維持にあるのではなく、個人の生命、身体、自由、財産の保護にある²²⁾」ということが導かれ、倫理的要素を排除することを意味する。具体的に、姦通罪のような「被害者のない犯罪」、さらには、賭博罪と麻薬の自己使用について「自己が被害者である」として非犯罪化が主張される²³⁾。このような主張から、法益保護原則は、国家的理念及び倫理的要素へ侵害行為を犯罪化する場合、それ自体が個人の利益に還元できることを前提としなければならないという刑事立法に対する批判機能を持つと理解できる。

しかしながら、現代社会における公共の利益は、経済秩序、公共的信用及び生態環境など、個人の利益に還元できるものばかりではなく、独自の価値を持つために刑法で保護されるものである。現代社会に潜む危険性を未然に防ぐために、法の社会統制機能に応じて、法益保護原則による立法批判機能は一層弱体化される。将来、刑事立法上、「超個人的利益」に対する保護は、日中刑法に共通の問題ではないかと思われる。

22) 平野龍一「現代における刑法の機能」『刑法の基礎』(東京大学出版会、1966年) 115頁以下。

23) 前掲注22) 44頁以下。他にも、内藤謙『刑法講義総論(上)』(有斐閣、1983年) 47頁、中山研一『刑法総論』(成文堂、1982年) 13頁以下、内田文昭『刑法概要上巻』(青林書院、1995年) 12頁以下など参照。

3 刑罰の重罰化

刑罰の見直しについて、改正法（九）、（十一）は大規模な改正を行った。

（1）改正法（九）における刑罰の改正

改正法（九）においては、死刑に関して、9種類の罪に対する死刑の廃止、死刑の執行猶予の取り消す条件の厳格化等によって、一定の死刑の減少する方向性を示した。また、罰金刑に関して、経済犯罪の中は、9個の罪に上限のない額の罰金刑²⁴⁾が追加されるとともに、3個の罪に法人に対する上限のない額の罰金刑も規定された。このように、経済非暴力犯罪の死刑廃止及び財産刑の増加は、伝統的応報刑論の緩和として、進歩的な意義があると考えられる。しかし、罰金刑の併科は、一定の刑を加重するものであると考えられる。

ところで、横領罪と収賄罪に対する処罰が重罰化の傾向にある。上述した通り、巨額な賄賂、深刻な情状、特に死刑に匹敵する罪の場合、刑事政策上、いったん二年の執行猶予付き死刑判決を下すが、その後、終身刑の措置をとることができるようになる。これにより、不適切な減軽及び仮釈放などで服役期間が短くなる事象を防ぐことができ、行為者に一切の減刑や仮釈放が認めない厳重な刑罰を加えることで、「重典治腐」（腐敗を治めるために重い法典を用いること）が実現した。

（2）改正法（十一）における刑罰の改正

さらに、改正法（十一）においては、刑罰の重罰化も一段鮮明になったと思われる。改正法（十一）に、18の罪に対する自由刑の修正や9の罪に対する財産刑の修正を含め、合計20の条文では刑罰の変更を及ぼした。

24) 中国刑法における罰金刑の金額は、定額の罰金や倍比例の罰金、無上限額の罰金に分けられる。

自由刑に関して、高い注目を集めたのは、業務上横領罪及び非国家公務員収賄罪に、巨額な金額及び深刻な情状の犯罪類型が増設され、無期懲役の法定刑も規定されたこと。言うまでもなく、死刑に次いで最も厳しい刑罰である無期懲役は、多数の国においても、適用の範囲が非常に狭く、嚴重な犯罪しか適用されない。例えば、日本刑法において、無期懲役が法定刑としてある罪は、殺人罪、強盗致死傷罪等の暴力犯罪に限られる。しかしながら、そもそも中国刑法において、法定刑を無期懲役以上とする罪は、経済犯罪でも多数に規定されている。最近の刑法立法では、刑罰の人道化に基づく死刑の廃止に努力している一方、懲役刑の加重の傾向もあり、刑罰全体に「死刑の減少、懲役刑の長期化」として特徴付けられるであろう。

また、改正法(十一)は、各則の3章に渡る15個の罪に対し、それぞれ法定刑の上限を引き上げた。具体的に、株式、債権詐欺発行罪の最高法定刑を五年から十五年に、重要情報不正開示・非開示罪の最高法定刑を三年から十年に、公衆預金の不法集金罪の最高法定刑を十年から十五年に、営業秘密侵害罪の最高法定刑を七年から十年に、虚偽証明書提供罪の最高法定刑を五年から十年に、登録商標冒用罪、登録商標冒用商品販売罪、登録商標標識不法製造・不法製造登録商標標識販売罪及び著作権侵害罪の最高法定刑を七年から十年に、著作権侵害複製品販売罪の最高法定刑を三年から七年に、資金流用罪の最高法定刑を十年から十五年に、公務妨害罪の最高法定刑を三年から七年に、環境汚染罪の最高法定刑を七年から十五年に引き上げた。その他、集金詐欺罪及び賭博開設罪に対する量刑基準の引き上げる改正も行った。

それ以外、改正法(十一)には、拘役と管制に関する条文が大幅に修正された。すなわち、集金詐欺罪、登録商標冒用罪、登録商標冒用商品販売罪、登録商標標識不法製造・不法製造登録商標標識販売罪、著作権

侵害罪、著作権侵害複製品販売罪など知的財産に関する犯罪に対し、管制や拘役が適用されることなく、有期懲役に処することになる。中国刑法では、管制や拘役が自由刑の種類である。現行刑法により、管制に処せられる者が、コミュニティにおいて社会復帰を目指す非監禁刑の執行を受けるが、それに対して、拘役に処せられる者が、最寄りの公安機関における1月以上6月以下の短期監禁刑の執行を受け、執行期間中に毎月1日ないし2日帰宅することができる²⁵⁾。この条文に照らして見れば、管制が社会内処遇の一種であり、拘役が短期自由刑に属すると考えられる。特に、両方は、有期懲役より、刑の執行を大幅に緩和できるのが明白である。しかし、中国における刑罰制度改革の流れに沿う刑の執行の多様化を提唱する今日には、今回の改正による管制や拘役の適用の削除が、多少不可解な点があると言わざるを得ない。

また、主刑以外、付加刑として罰金刑の重罰化を見過ごせない。改正法(十一)により、業務上横領罪や環境汚染罪に対する最高法定刑が引き上げられる一方、上限なしの額の罰金刑の併科も追加された。また、不良医薬品生産販売罪、株式、債権詐欺発行罪、重要情報不正開示・非開示罪、集金詐欺罪、公衆預金の不法集金罪、マネーロンダリング罪において、以前の定額の罰金刑又は倍比例の罰金を、無上限額の罰金刑に変更された。従来、罰金刑について、国庫収入の増加として、特に利欲犯に対し、犯罪の抑制・威嚇の目的が達成でき、短期自由刑の代替策とする活用すべきと主張した²⁶⁾、その公正・公平な量定方法については未だ十分に議論がなされていなかった。罰金刑の上限が定めなければ、罰金刑で科される金額の範囲が広くなり、裁判官の自由裁量も過度に拡大

25) 甲斐克則＝劉建利『中華人民共和国刑法』(成文堂、2011年) 81-82頁。

26) 曹波「適時検討罰金刑配置与執行中的制度性遺憾」検察日報2020年6月10日第003版。

し、犯罪者が家計を失い、法人が倒産するほどの罰を受けるような副次的効果ある事態もあり得る。このような事態の発生は、罰金刑が設けられた目的に反することではないかと考えられる。今後、経済犯罪における犯罪情勢や財産刑運用の実態に則して、罰金刑制度について抜本的な見直しを期待する。

4 刑事処罰の早期化

中国刑法は、原則として「一人、一罪、既遂」を前提に条文が成立するモデルを採用しているため、一人が犯罪既遂となる実行行為は、共犯行為、予備行為及び未遂行為を排除するほかはない²⁷⁾。実際、刑法各則においては、共犯行為、予備行為及び未遂行為を、立法の擬制によって実行行為とされ、単独犯罪として処罰する条文、又はこれに対する刑の減輕の条文が規定された。この場合、実害惹起に向けられる行為をかなり早い時期から処罰の対象とする「処罰の早期化」現象が生じる。この裏側には、刑法の一般予防論の視座から、「社会危害性」を非常に抽象的に理解されるために刑法を用いる立法理念に繋がると考えられる。

最近の改正法には、「処罰の早期化」の傾向がますます増大であろう。改正法(九)には、テロ犯罪、インターネット犯罪、多衆社会秩序妨害罪及び不正受験罪に関して、組織行為、資金の提供行為や幫助行為などを、単独犯罪として新たに追加された。それと同時に、テロ犯罪、危険運転罪、強制わいせつ・侮辱罪、奪取罪、法廷秩序妨害罪においても、行為犯、挙動犯に関する犯罪類型も規定された。

このような傾向は、改正法(十一)による高所物品落下罪の増設をめぐって、より鮮明に反映できる。ここで、本罪の成立した経緯を説明する。

以前、高所から物を投げる行為を、民事不法及び治安違反で処理する

27) 陳興良『教義刑法学』(中国人民大学出版社、2010年)189頁。

のが一般的であるが、刑事法で対応し始めたのは最近であった。2019年11月、最高人民法院は「高所からの投下物・落下物の事案における法より適正的裁判に関する意見」を頒布した。この「意見」は、高所で物を投げる行為についての刑事上の処理を明確に規定する。すなわち、①「故意に高所から物を投下し、未だ深刻な結果に至っていない、公共の安全に危害を及ぼす場合」を、刑法第一百四十四条に従って、危険な方法による公共安全危害罪として処罰する。②「人の重傷、死亡または公的、私的財産に重大な損失を生じる場合」を、刑法第一百五一条一項に従って、危険な方法による過失公共安全危害犯罪として処罰する。③「傷害、殺害のために上述した行為を行う場合」を、故意傷害罪及び故意殺人罪として処罰する。しかしながら、都市部で高層階建造物が激増する背景に、このような行為を刑事上の結果犯としての処理でも、物を投げる悪い癖に対する抑止力が薄くなり、落下物事件の根絶は難しい。

その現状を踏まえ、「都市の空に潜む危険」の問題を解決するため、改正法（十一）は、「建築物又はその他の高所から、物を投下し、情状が重い場合」という構成要件を設けた。以前の結果犯とする処理と比べて、新設した本罪が「情状が重い場合」に適用されることによって、実害結果だけではなく、単に物品落下し、危険をもたらす場合にも刑事処罰が可能になる。この意味で、本罪の処罰範囲は治安違反行為の一部と重なって、公共の安全がかなり早い段階に刑事罰で担保される。従って、犯罪と治安違反を区別するため、将来、「情状が重い場合」について厳格な解釈が望ましいと思われる。

5 輿論に対する過度な対応

近年、一連の改正法は、社会の主要な問題や注目する焦点について積極的に対応し、立法化が求められる。例えば、改正法（九）、改正法（十一）における不正受験罪及び身分冒用罪の新設は、メディア報道されて

中国刑法の新動向-改正法(九)、(十)、(十一)を中心に- (全・劉) (49-1・2-29) 29

いる大学入学試験に関する不正受験や不正入学事件等に対する刑事法の対応である。特に、身分冒用による不正入学事件に関して、多くのメディア報道した他人の大学入学資格の盗用記事は、2010年以前のものである²⁸⁾。当時の行為者が違法な、又は反則な方法を使ってなりすまして入学資格を得ることができたのは、過去の学籍、戸籍管理が不足し、身分確認技術が限られているなど歴史的原因によるものである。しかし、これまでに発生した関連事件は、刑法の不遡及の原則や事後法の禁止のため、新たに身分冒用罪が追加されても、処罰できない²⁹⁾。また、個人情報高度電子化は、将来、他人の身分を冒用して入学事件を大幅に抑制できると予測する。そのため、新設した身分冒用罪の適用範囲はかなり狭く、類似行為も現行刑法の偽造類型犯罪で規制するのに十分であり、犯罪化の必要性に疑問を抱かざるを得ない。

また、改正法(十一)における未成年者の刑事責任年齢の引き下げも大衆の感情に対応するものであろう。近年、少年による悪質犯罪事件³⁰⁾が報じられたことによって、輿論には、少年犯罪の増加、凶悪化、低年齢化の声が高まり、「体感治安」と共に、応報刑論に基づき少年へ厳罰が要求される。そして、2020年の全人代で、大会代表による多数意見が、今の未成年者は成熟し、責任の感覚も発達し、刑罰適応性があり、重大事件の防止のため、14歳の最低刑事責任年齢を12歳に引き下げすべきとし、立法機関も、その意見を支持し、可決された。しかし、この調整には、立法の理性は欠けていたと思われる。今後、12歳未満の少年が重大犯罪を起こしたら、再び刑事責任年齢を引き下げるのか。

28) 中華人民共和國全國人民代表大會ネット <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/bc76f9ec941a4378897d9c5137279566.shtml>、2022年5月1日アクセス。

29) 前掲注1) 127頁以下。

30) 各種事件の詳細は、黎宏「刑法改正法(十一)若干要点解析—予防刑法観の立場から」上海政法学院学報2022年2号4頁参照。

実は、少年による悪質犯罪事件に対する大衆の不満が、刑事責任年齢制度ではなく、刑事責任年齢未満の少年が適切に対処されていないことである。1997年刑法以降、中国には、少年犯罪予防について一連の法整備が始まった。1999年に、全国レベル少年法立法として「中華人民共和国予防未成年人犯罪法」が成立した。同法において、少年の「不良行為」と「嚴重不良行為」という特有の概念³¹⁾が規定され、それと相応する非刑罰的な処分も定められた。この中に、13歳から18歳の非行少年を対象とした「工読学校」の運営が注目された。「工読学校」で収容された少年は、窃盗、暴行、不純異性交遊等の「嚴重不良行為」を繰り返し、学校の秩序を妨害し、学校及び家庭で管理できない者である。しかしながら、専門裁判機関、保護的手続き等の欠如のため、近年、「工読学校」の規模は大きく縮小した。結局、非行少年は、全体的に治安管理法、刑法に従って成人と同様に扱うことになった。

従って、根本的な少年対策を求めるには、刑事未成年制度ではなく少年司法制度であると思われる。すなわち、少年の未熟性と可塑性の観点を取り入れ、少年を成人刑事司法から解放し、専門裁判機関、保護手続き、保護処分の検討を含め、現行少年対策への全体的な見直しが必要と考える。

おわりに

以上のように、本稿は、近時の中国刑法改正法（九）、（十）、（十一）に対し、「刑事立法の活発化」の具体的内容について考察した。この考察によれば、中国刑法改正法は以下のような方向性及び問題点があると考

31) 中華人民共和国予防未成年人犯罪法第28条、第38条による。

えられる。

第一に、単一刑法体系の採用による刑法全体の膨大化である。中国刑法は、単一刑法体系を採用しているため、刑法改正が頻繁に行うことが予測される。頻繁な刑法改正は、全体の刑法を増大させ続けるだけでなく、法の安定性を損なう恐れもある。

第二に、社会統制機能の強化による個人的利益の軽視である。中国の刑事立法は、「社会的危害性」の犯罪概念を採用しているため、個人的利益より、公共的・国家的利益の保護に主眼に置かれる。その中に、一部の個人的利益を侵害する行為は刑法で容赦され、非犯罪化となる。

第三に、死刑の減少、監禁刑の長期化、無上限額の罰金刑の導入により、刑罰の全体は重罰化になった点である。刑罰の改正点について、すでに検討したように、改正法(九)は、死刑減少の方向を明らかにした一方で、終身監禁制度の創設によって、監禁刑の加重する傾向もある。また、改正法(十一)においても、監禁刑の上限の引き上げ、無上限額の罰金刑の追加等は、刑罰の重罰化傾向をさらに強めたと思われる。

第四に、刑事処罰の早期化による処罰基準の不明確である。近時の中国改正刑法は、公共的利益を保護するため、一定の共犯行為、予備行為及び未遂行為を実行行為とされ、単独犯罪として処罰することになった。これにより、公共安全に対する脅かす行為について、早い段階で刑事処罰になった。しかし、その結果、犯罪の範囲は治安違反行為の一部と重ねて、刑事罰と治安行政罰に関する処罰基準が不明確になった。

第五に、輿論に過度な対応による立法理性の欠如である。近時の中国改正刑法の多くの規定は、輿論の注目が集まる社会問題に対応するためである。上述した通り、メディア報道による不正受験事件及び少年による悪質犯罪事件などに対し、刑事立法は、罪の追加や刑事責任年齢の引き下げを行い、積極的に対応する態度を示した。これに対し、刑事立法

は、被害者や公衆の感情に応える必要があるが、「行為規範の任務は法益を保護することであり、この法益に被害者の応報感情を含めることはできない」³²⁾ という指摘もある。従って、罪の新設及び刑事政策の調整について、立法者は、輿論の任意を排除し、科学的・理性的態度に基づき、一層実証的・合理的根拠を示すべきであろう。

これらの内容から見ると、一連の改正法は、社会防衛の強化・積極的一般予防を重点とするものであると考えられる。これに対して、「予防は、常に無制限、不確実、不明確と結びついており、法治国家における中核的価値を脅かし、変更し、社会へ刑事法の介入の適切な境界を曖昧にする危険性を孕んでいる」³³⁾ という意見は、吟味する必要があると思われる。

32) 高橋則夫『刑法総論』(成文堂、2016年) 29頁。

33) 何栄功「予防刑罰的拡張及びその限度」法学研究2017年 4号138-154頁。